組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

令和6年4月1日 あいち中央農業協同組合

当組合は農業者を中心とした地域住民の方々によって組織された協同組織であり、土と笑顔が煌めく地域社会構築のため、豊かさを提供できる創造性を常に持つ自己完結型のJAを目指し、「魅力ある地域農業」と「豊かな生活」を提案していくことで地域の発展に貢献することを基本理念とした、地域農業の活性化に資するための金融機関です。

この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と利用者ニーズに合わせた総合保障の提案によるくらしの安心を提供するため、以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1.組合員・利用者の皆さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスのご提供

(1) 金融商品

金融商品(投資信託等)の提供にあたっては、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできる商品を選定いたします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)の 提供は実施しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ① 金融知識・経験・財産・ニーズに合わせて、組合員・利用者の皆さまの資産運用にふさわしい商品・サービスをご提案いたします。また、資産運用以外にも相続・遺言等、お客さまの目的やご相談内容に応じて、特定の商品に偏ることなく幅広い商品・サービスをご提案いたします。
- ② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性等の重要な事項について分かりやすくご説明するとともに、必要な情報について当組合ホームページでの開示と併せて十分にご提供いたします。特にご高齢のお客さまに対しては、役席者の同席や適合性判定により理解度を十分に確認しながら丁寧な説明を実施いたします。
- ③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、セレクトファンドマップを提供し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- ④ 販売後においても、財産の状況・投資目的・リスク許容度の変更有無 を確認するとともに、各種情報提供により丁寧なアフターフォローを実 施いたします。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 利用者ニーズに合わせた総合保障の提案によるくらしの安心を提供いたします。
- ② 自動車共済及び自賠責共済の普及拡大に向けた提案の質の向上と代理店との関係強化に取り組みます。
- ③ 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に 把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施いたします。
- ④ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。
- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かり やすいご説明を心がけるとともに、保障加入後も請求漏れ防止等のた めに3Q訪問活動等の実施により、お客さまに寄り添った安心と満足 の提供に取り組み、丁寧なアフターフォローを実施いたします。

なお、 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

また、これに留まらず、あらゆる場面において行動規範を遵守し、組合員・ 利用者本位の業務運営を推進します。

【原則3本文および(注)】

4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築 組合員・利用者の皆さまからの多種・多様なご相談に対応し、満足していた だける金融商品・共済仕組み・サービスを提供するため、研修による指導や資 格取得を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材 を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたし ます。

<内部研修・資格制度>

- 証券外務員資格再研修(対象:信用担当職員)
- JA審査員養成研修会共通コース(対象:共済窓口担当職員)
- JA審査員養成研修会生命コース(対象:共済窓口担当職員)
- ・JA審査員養成研修会建物コース (対象:共済窓口担当職員)
- ・JA審査員養成研修会自動車引受コース(対象:共済窓口担当職員)

<取得を推奨する外部資格・認定等>

- ・第一種証券外務員資格(対象:信用または共済担当職員)
- ・第二種証券外務員資格(対象:信用または共済担当職員)
- 内部管理責任者資格(対象:全管理職)
- ・2級ファイナンシャル・プランニング技能士(対象:信用または共済担当 職員)
- ・コンプライアンス・オフィサー (対象:信用または共済担当職員)
- ・金融AMLオフィサー(対象:信用または共済担当職員)等

また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問合せ・ご相談、 ご要望、苦情など)」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。 【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

以上